中高層条例ってなに？



中高層の建物が建つ前に
近隣の皆さんにお知らせする条例です

中高層建築物の工事着手までの流れ



茨木市

次なる茨木へ。



「中高層条例」って何？

中高層の建物が建つ前に
近隣の皆さんに
お知らせする条例です



近　隣　の　皆　さ　ん　が　で　き　る　こ　と

① 建築計画の説明を受ける

近隣住民の方に事業者から説明があります。
周辺住民の方で説明を受けたい方は、
お知らせ標識の連絡先にその旨を
お伝えください。近隣住民、周辺住民の
範囲はお知らせ標識に記載されています。

何を説明してくれるの？



①事業者の紹介
②中高層建築物の敷地に関する事項
③中高層建築物の概要
④日影の影響
⑤放送電波の受信障害の対策
⑥中高層条例の概要

② 説明実施報告書の閲覧

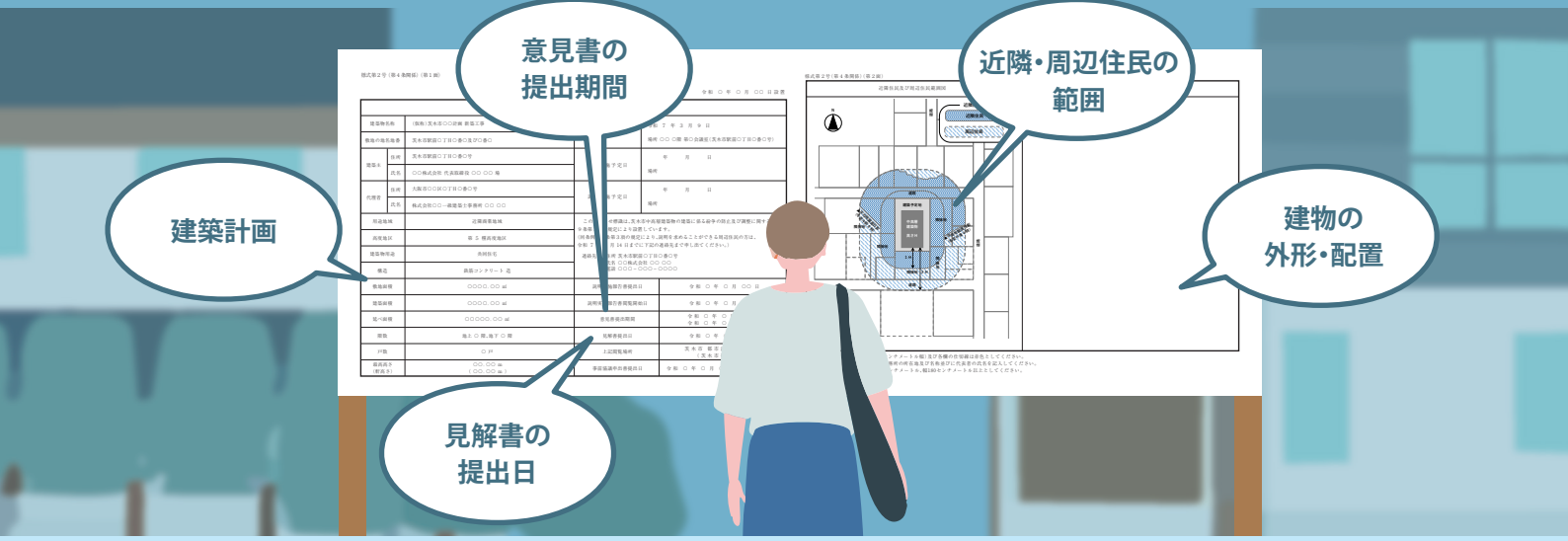
説明時のやりとりは、説明実施報告書で確認できます。説明実施報告書は、建築調整課の窓口で閲覧できます。



③意見書を提出できる

説明時のやりとりと説明実施報告書に相違があれば
意見書を建築調整課に提出することができます。
意見書の提出期限にご注意ください。
その後、事業者から見解書が提出されます。
意見書・見解書は建築調整課の窓口で閲覧できます。





それでも解決しないときは

紛争のあっせん・調停制度について

工事着手までに事業者・近隣住民等の
双方から求めがあれば、
あっせん・調停制度があります。



茨木市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例

お問い合わせ先
茨木市　都市活力部　建築調整課（茨木市役所南館5階）
住所：〒567-8505
大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
電話：072-620-0105

条例の詳細・各種様式・手引きはこちらから
茨木市 中高層条例 検索
茨木市のホームページ▶

